

2013 年以降に向けた EU 域内排出量取引制度 (EU-ETS) の改正指令の概要

平成 21 年 7 月 29 日

環境省市場メカニズム室

2013 年以降の Phase III (2013 年～2020 年) に向けた EU 域内排出量取引制度 (EU-ETS) に係る欧州委員会指令ⁱの改正については、2008 年 12 月 17 日に欧州議会にて採択されⁱⁱ、2009 年 6 月 5 日に欧州官報に掲載されたⁱⁱⁱ。本改正指令を反映させた溶け込み版は、同年 6 月 25 日に公表されている^{iv}。改正後の EU-ETS の概要は、以下のとおりである。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂ については、ほとんどの業種で熱入力 が 20MW を超える設備に統一。 ・ 石油化学・アンモニア・アルミ起源 CO₂、硝酸等起源 N₂O、アルミ起源 PFC、CCS 等を追加。 ・ 裾切り基準を引き上げ、対象設備が一部縮小されうる。
割当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当総量は欧州全域レベルで設定し、2008-2012 年の中間値から毎年 1.74%直線的に減少させる (減少率は、2025 年までに見直す)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各加盟国が実施する。 ・ 各加盟国におけるオークションの量は、全体量の 88%は過去の検証済み排出量実績をベースに、残り 12%は経済成長などを勘案して別途配分する。 ・ 各加盟国は、第 3 フェイズにおいて、収益の少なくとも 50%を下記目的に充てるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 気候変動への適応、戦略的エネルギー技術計画への参加を含む緩和と適応のための研究開発及びパイロットプロジェクトへ資金を提供するため、グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金(GEEREF)及び適応基金へ出資 (b) 2020 年までに再生可能エネルギーの割合を 20%とし、エネルギー効率を 20%改善するという欧州の目標達成に向けて、再生可能エネルギー及び安全かつ持続可能な低炭素経済の実現に向けた技術を開発 (c) 国際的な気候変動条約を締結した途上国における森林伐採回避及び新規植林・再植林の促進、及び途上国への技術移転や適応対策の促進 (d) 欧州における森林吸収 (e) 石炭火力発電所及び広範な産業部門における 環境上安全な CCS (f) 低排出型の公共交通への移行 (g) EU-ETS 対象部門における省エネ、クリーン技術の研究開発

	<p>(h) 低中所得者家庭の社会問題に対処するための、省エネや断熱材の改善等に対する財政支援</p> <p>(i) EU-ETS の管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> オークションの具体的ルールは 2010 年 6 月 30 日までに欧州委員会にて採択する。
無償割当の方法	<ul style="list-style-type: none"> 欧州域内共通の方法を 2010 年 12 月 31 日までに欧州委員会にて採択。
各部門に対する割当の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発電、CCS 施設については、全量オークションによる有償割当を原則とする。ただし、以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 欧州の主要電力システムとの連携が整備されていない電力等については、一部無償割当を行う。 ▶ 12 件の CCS 実証プロジェクトに対して、新規参入者用リザーブより 2015 年まで最大 3 億 t-CO₂ 分排出枠の無償割当を行う。 他の業種については、2013 年において無償割当のウェイトを 80%とし、2020 年には 30%、2027 年にはゼロを目指す。 ただし、国際競争にさらされ工場移転のおそれのある、炭素リーケージのリスクにさらされているセクター／サブセクターについては無償割当を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象セクター／サブセクターには、ベンチマークに基づき、最大 100%の無償割当を行う。当該ベンチマークは、2007-2008 年の最も効率の良い上位 10%の施設の平均排出実績をもとに設定する。 ▶ 対象セクター／サブセクターは、下記の条件のいずれかを満たすもので、経済活動分類コード(NACE)3 桁ないし 4 桁で特定される。 <ol style="list-style-type: none"> 粗付加価値に占める、EU-ETS の実施に伴いもたらされる直接的・間接的コストの割合が 5%以上、かつ、貿易集約度¹が 10%より大きい。 粗付加価値に占める、EU-ETS の実施に伴いもたらされる直接的・間接的コストの割合が 30%以上。 貿易集約度が 30%より大きい。 ▶ 欧州委員会は、対象セクター／サブセクターを 2009 年 12 月 31 日までに特定し、以降 5 年毎に見直しを行う。2010 年 6 月までに欧州委員会は、国際交渉の結果等を踏まえ、見直しを行う。その結果、無償割当のウェイトの修正や、輸入者に対する措置を講ずる可能性がある。 割当総量の 5%は新規参入者向けに留保。2020 年に新規参入者用リザーブに残っていた排出枠は、オークションにかける。

¹ 貿易集約度は、(欧州域外への輸出総額+欧州域外からの輸入総額) / (年間売上高+欧州域外からの輸入総額) により求める。

CER及びERUの利用	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに成立し、EU-ETSの活用が認められているプロジェクトであって、発行され、かつ使用されていないCER及びERUは、2008～2012年のCER及びERUの利用上限の範囲で、2015年3月31日までEUAとの引き換えを認める。 2013年以降成立する後発発展途上国(LDC)におけるプロジェクトから発行されるCERについては、使われなかった2008～2012年のCER及びERUの利用上限の範囲で、EUAとの引き換えを認める。 国際合意の発効が遅れる場合には、2013年1月1日以降、協定を結んだ第三国に由来するものに限って、クレジットの利用を認めることができる。
域内プロジェクトの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 欧州域内においてEU-ETSでカバーされていない排出削減プロジェクトに対して排出枠又はクレジットの発行を認める実施規則を採択することができる。この採択が、ダブルカウントを生じさせるものであってはならない。
リンケージ	<ul style="list-style-type: none"> 第三国又は他国の地方における、EU-ETSと整合的かつ総量目標を掲げるキャップ&トレード制度と、排出枠の相互承認を行う協定を締結することができる。 第三国又は他国の地方における、その他の総量規制を掲げる排出量取引制度とEU-ETSとの間で、行政管理上・技術上の協調を図るための、非拘束的な合意を行うこともできる。
モニタリング、報告、検証	<ul style="list-style-type: none"> 2011年12月31日までに、モニタリング、報告の精度を高め、新たに追加された対象事業にも対応するべく、規則を欧州委員会にて採択。 2011年12月31日までに、検証及び検証機関の認定に関する規則を欧州委員会にて採択。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 排出超過に係る課徴金は、欧州域内の消費者物価指数により毎年スライドさせる。
登録簿	<ul style="list-style-type: none"> 2012年以降発行される排出枠は、欧州連合の登録簿にて一元管理。
市場監視	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は毎年、炭素市場の機能に関する報告書を欧州理事会及び欧州議会に提出する。報告書には、オークションの実施、市場の流動性、取引量に関する情報を含む。 欧州委員会は、2010年12月31日までに、排出枠市場がインサイダー取引や市場操作にさらされていないかを分析し、必要に応じて対応策を講じる。
排出枠価格高騰時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 連続する6ヶ月において、排出枠価格が、過去2年間の欧州市場平均価格を3倍以上上回り、価格上昇の原因が市場のファンダメンタルズ要因の変化に基づかない場合、下記の対策を講じる可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 加盟国は、オークションを前倒して実施する。 (b) 加盟国は、新規参入者用リザーブに残った排出枠の最大25%をオ

	ークションにかける。
ポスト京都の国際合意に基づく制度改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際合意締結の翌年から、割当総量の減少率を国際合意に整合するよう見直す。 ・ 国際合意の内容に整合させるよう、無償割当のルールを見直す。 ・ 国際合意に整合する形で引き上げられた削減義務の半分までについて、CER、ERU 及び国際合意に参加する第三国のクレジットの利用を認める。

* 上述したポスト京都の国際合意に基づく制度見直しは、当該国際合意が EU の想定するレベル以上の排出削減義務について合意されたものであることが前提。

【関連文書のリンク先】

i Directive 2003/87/EC :

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0087:EN:NOT>

ii 欧州委員会プレスリリース「Climate change: Commission welcomes final adoption of Europe's climate and energy package (17/12/08)」:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1998&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

iii Directive 2009/29/EC :

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0063:0087:EN:PDF>

iv Consolidated Version (2009-06-25) :

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2003L0087:20090625:EN:PDF>